

# 決 議

自治体病院は、地域医療の確保と住民福祉の向上に向け、議会の議決を経て設立され、公的医療機関でなければ対応することが困難な多くの不採算医療を担っている。

近年は特に、医師不足・偏在の問題のほか、度重なる医療制度改革や診療報酬の見直し等によって厳しい経営を強いられており、診療科の縮小・廃止に止まらず、休止・閉院に追い込まれるなど、より一層、深刻な事態となっている。

我々自治体病院を経営する都市の議会は、それぞれ地域の実情を踏まえた医療環境の整備及び経営の健全化に全力を傾注しているところであるが、地域住民に良質な医療を効率的かつ持続的に提供するためには、医師不足等を解消するとともに、自治体病院の役割に応じた財政支援措置の充実強化を図ることが必要不可欠である。

よって、我々関係都市の議会は、ここに総力を結集し自治体病院が地域住民のニーズに応え社会的使命を達成できるよう、特に次の事項について実現を期するものである。

## 勤務医不足対策等について

- 一、地域の医師不足・偏在を解消するため、医師に対して一定期間の地域医療への従事を義務づけるなど抜本的な対策を緊急に講じること。
- 一、医学部の更なる定員増など積極的に医師の養成を図るとともに、診療科ごとにバランスのとれた医師育成方策の確立など抜本的な対策を講じること。
- 一、女性医師の出産や育児による離職を抑制するとともに、その復職を促すため、院内保育所の整備や復職研修の充実、短時間勤務制の導入促進など働きやすい職場環境の整備を図ること。
- 一、医師の負担を軽減するため、その就労環境の改善はもとより助産師等医療従事者（コメディカル）の待遇改善、地位向上を図るとともに、医師事務作業補助者（メディカルクラーク）の養成・確保に必要な財政措置を拡充すること。

- 一、看護師不足・偏在の解消及び就労環境の改善、離職抑制のための抜本的な対策を講じること。

## 地域医療の再生等について

- 一、地域医療の中核を担う自治体病院の経営基盤安定のため、地方交付税措置等の充実強化を図ること。

- 一、救急患者の受入不能という事態を防止するため、救急医療情報システムの再構築を含め、救急医療体制を見直し、その充実を図ること。

以上、決議する。

平成21年5月14日

第37回全国自治体病院経営都市議会協議会定期総会